

資金移動業者の口座への賃金支払に関する  
資金移動業者向けガイドライン

厚生労働省労働基準局賃金課

令和5年3月8日

## 目次

第1	はじめに	4
第2	資金移動業者の指定要件	5
1	口座残高を100万円以下にするための措置（規則第7条の2第1項第3号イ）	5
	（1）措置の内容	5
	（2）指定代替口座に関する留意点	6
2	破綻時等の資金保全の仕組み（規則第7条の2第1項第3号ロ）	7
	（1）措置の内容	7
	（2）保証機関の範囲等	8
	（3）供託金の代位取得	9
	（4）その他	9
3	不正取引時の補償（規則第7条の2第1項第3号ハ）	9
4	口座残高を一定期間利用しない場合の債務（規則第7条の2第1項第3号ニ）	10
5	口座への資金移動（規則第7条の2第1項第3号ホ）	11
6	口座からの資金移動（規則第7条の2第1項第3号ヘ）	11
	（1）払出（現金化）方法	11
	（2）払出手数料	11
7	報告体制（規則第7条の2第1項第3号ト）	12
8	技術的能力・社会的信用（規則第7条の2第1項第3号チ）	13
第3	資金移動業者の指定手続等	14
1	指定の申請（規則第7条の3）	14
2	指定後の変更（規則第7条の4）	15
3	指定後の報告（規則第7条の5）	16
	（1）指定後の報告事項	16
	（2）指定要件を維持していることの確認	16
4	指定の取消し（規則第7条の6）	17
	（1）概要	17
	（2）指定の取消しに係る基本的な流れ	17
	（3）指定の取消しに係る行政手続等	19
5	指定の辞退等（規則第7条の7）	19
	（1）指定の辞退	19
	（2）資金決済法の規定に基づく廃止又は破産等	20
6	みなし指定資金移動業者（規則第7条の8）	20
7	指定しない旨の処分及び指定取消しに対する救済手段	20
第4	貸金の支払に関する業務の実施	21
1	各事業場における貸金支払の開始	21

(1) 労使協定 .....	21
(2) 労働者への説明と同意 .....	21
2 賃金支払の実施 .....	23
3 指定取消時及び指定辞退時の賃金支払 .....	23
第5 様式集 .....	24

## 第1 はじめに

賃金の支払方法については、従来から、通貨のほか、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号。以下「規則」という。）第7条の2第1項において、使用者は、労働者の同意を得た場合には、銀行その他の金融機関の預金又は貯金の口座（以下「預貯金口座」という。）への振込み及び証券会社の一定の要件を満たす預り金に該当する証券総合口座（以下「証券総合口座」という。）への払込みによることが可能とされてきた。

他方で、昨今では、キャッシュレス決済の普及や送金サービスの多様化が進む中で、資金移動業者の口座への資金移動を賃金受取に活用するニーズも一定程度見られるようになってきている。

このような状況を踏まえ、今般、使用者が、労働者の同意を得た場合に、一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣が指定した資金移動業者（以下「指定資金移動業者」という。）の口座（以下「指定資金移動業者口座」という。）への資金移動による賃金支払をできることとする制度改正（省令改正）を行ったものである。具体的には、指定資金移動業者口座への賃金支払は、労働者の同意を前提として、労働者が指定する指定資金移動業者口座（以下「労働者指定口座」という。）への資金移動により行われる場合に限り認められることとなる。今般の改正は、賃金の支払方法に係る新たな選択肢を追加し、労働者及び使用者の双方が希望する場合に限り、賃金の支払方法として、指定資金移動業者口座への資金移動によることを可能とするものであり、当該支払手段を希望しない労働者及び使用者に対して強制するものではないことは言うまでもない。

本ガイドラインは、指定資金移動業者による賃金支払に係る業務の適正な運営を確保するため、指定要件、指定手続等に関する詳細や、業務上の留意点について整理したものである。指定資金移動業者においては、本ガイドラインに則り、適正な業務運営が求められる。また、厚生労働大臣の指定を受けようとする資金移動業者においては、本ガイドラインに従って指定の申請をされたい。

## 第2 資金移動業者の指定要件

指定資金移動業者は、規則第7条の2第1項第3号イからチまでに規定された要件（以下「指定要件」という。）を満たす必要があり、各要件の詳細については、次の1から8までに示すとおりである。また、労働者指定口座は、指定要件に係る措置が講じられたものである必要があり、利用規約等により、これらの措置が担保されていることが必要である。なお、利用規約等により、賃金の支払を行う口座とそれ以外の口座が別々の口座として明確に分けられており、賃金支払を行う口座の入出金がそれ以外の口座と独立して行えるよう別々に管理されている場合であって、労働者がこの点を認識できることを前提に、当該それ以外の口座について、指定要件に係る措置を講じることまでは求めない。

なお、実際の指定は、資金移動業者からの具体的な申請内容を受けて、指定要件を充足しているか個別に判断することとなることに留意されたい。

### 1 口座残高を100万円以下にするための措置（規則第7条の2第1項第3号イ）

#### （1）措置の内容

指定資金移動業者の資金保全の仕組み（後記2参照）により労働者指定口座の資金全額（以下単に「口座残高全額」という。）が保証されることを確実なものとすることを求めるものである。

具体的には、①労働者指定口座の資金に係る受入上限額を100万円以下の額に設定していること、又は、②当該資金が100万円を超えた場合の超過分等の送金先となる労働者の預貯金口座又は証券総合口座（以下併せて「預貯金口座等」という。）を労働者があらかじめ指定しておき、当該資金が100万円を超えた場合に、指定資金移動業者が当日中に労働者指定口座から労働者が指定する預貯金口座等（以下「指定代替口座」という。）への送金を行うことで当該資金を100万円以下とするように措置を講じていることが必要である。

上記の①受入上限額を100万円以下の額に設定する場合において、賃金の支払により受入上限額を超過するときには、その超過する資金も含む賃金全額を一旦は受け入れることが必要であるほか、口座残高が100万円を超えたときには、指定資金移動業者が当日中に指定資金移動業者口座から指定代替口座への送金を行うことで当該資金が100万円以下となるように措置していることが必要である。これらは、使用者が賃金の支払として資金移動しようとした資金について、仮に受入上限額を超過するとして指定資金移動業者が受け入れない取扱いをした場合には、労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条に基づく使用者の賃金の支払の義務の履行に支障

が生じるおそれがあるため、こうした取扱いは原則認めず、上記の措置を求めることとしたものである。

また、口座残高が 100 万円を超えた際、指定資金移動業者が労働者に利用・払出等を促し、労働者が自ら利用・払出等を行うこと等により、口座残高が 100 万円以下となった場合には、指定資金移動業者が超過分の指定代替口座への送金を行う必要はないが、労働者が必ずしも当日中に利用・払出等をしない可能性もあるため、指定資金移動業者は当日中に口座残高を 100 万円以下とすることができる体制を有していることが必要である。

さらに、当日中の指定代替口座への送金については、口座残高全額が保証されることを確実なものとするのが趣旨であることから、上記①又は②のいずれの場合においても、指定代替口座への着金時期については、個々の状況に応じて適切に行われるものであるが、労働者指定口座からの減算及び指定代替口座への送金指図は当日中に行われる必要がある。

## (2) 指定代替口座に関する留意点

指定代替口座は、預貯金口座等に限ることとし、他の資金移動業者口座を送金先として指定することは認められない。また、預貯金口座等は労働者本人名義のものに限る。

指定代替口座として、例えば、銀行口座を指定する場合には、銀行法（昭和 2 年法律第 21 号）の規定に基づく銀行の口座である必要があり、同法の規定に基づく免許を受けていない外国の銀行の口座を指定することは認められない。

指定代替口座への送金に係る手数料を労働者に負担させることとする場合には、指定資金移動業者は労働者に対して手数料がかかることを、労働者の便宜を考慮して、例えば利用規約のみならず指定資金移動業者のホームページ等で、あらかじめ分かりやすく周知した上で、貸金支払を開始する必要がある。また、貸金支払開始後も、実際に指定代替口座への送金を行う際に、労働者が手数料がかかることを認識できるよう、例えば労働者に対して手数料がかかることの通知や指定資金移動業者のホームページ等で分かりやすい周知等を行う必要がある。なお、手数料の取扱いに関しては、後記第 2 の 6 (2) を参照されたい。

また、指定資金移動業者は指定代替口座の有効性を確認する必要があるが、指定資金移動業者が指定代替口座の情報を入手するに当たっては、同意書に記載された情報を使用者から入手する方法や、指定資金移動業者が労働者から直接入手する方法等、いずれの方法によっても差し支えない。なお、労働者による指定代替口座の変更も想定されることから、指定代替口座の変更の際に指定資金移動業者が労働者から申告を求める等、指定代

替口座への送金が適切に行えるよう対応する必要がある。

## 2 破綻時等の資金保全の仕組み（規則第7条の2第1項第3号口）

### （1）措置の内容

#### ア 措置の趣旨と枠組み

資金移動業者は、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号。以下「資金決済法」という。）の規定に基づく供託等の仕組みにより、破綻時等に備えた資産保全が図られているが、利用者への弁済には一定の時間を要する。賃金が労働者の日々の生活の糧であることを踏まえると、破綻時等には時間を要せずに速やかに労働者に口座残高が弁済される必要がある。このため、こうした労働者保護の観点から、指定資金移動業者には、供託等の仕組みに加え、民間の保証機関が労働者に口座残高を速やかに弁済することを保証する仕組みを有していることを求めるものである。

具体的には、指定資金移動業者による債務の履行が困難となったとき、すなわち、指定資金移動業者に係る破産手続開始の申立て、再生手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、特別清算開始の申立て若しくは外国倒産処理手続の承認の申立て又は資金決済法第59条第2項第1号に規定する権利の実行の申立て（以下総称して「破産手続開始の申立て等」という。）があったときは、口座残高全額に係る債務について、当該指定資金移動業者に代わり、保証機関が速やかに労働者に弁済することを内容とする保証委託契約を指定資金移動業者と保証機関との間で締結すること及び同内容の保証契約を労働者と保証機関との間で締結すること等により、指定資金移動業者の破綻時等の資金保全が実効性を伴って担保されていることが必要である。

ここで、労働者と保証機関との保証契約については、指定資金移動業者が保証機関から委託又は許諾されて、保証機関の代理人として労働者と契約締結を行うことでも差し支えない。

なお、指定資金移動業者と保証機関との保証委託契約の締結及び労働者と保証機関との保証契約の締結により資金保全を行うことが一般的に想定されるが、実効性を伴って担保されているものである限り、上記以外の方法によることも認められ得る。

また、破綻時等に供託金が不足していた場合に備えて、保証機関が保険会社と保険契約を締結することも想定されるが、当該保険契約の締結については任意であり、労働者に対して速やかに口座残高全額が弁済されることが担保される限りは必須ではない。

#### イ 保証対象

保証の対象となる口座残高全額に係る債務には、使用者から支払われた賃金相当額に係る債務以外のものも含まれる。そのため、仮に労働者指定口座内で賃金相当額に係る債務の額とそれ以外の債務の額を技術的に区分管理できる場合であったとしても、同一口座であれば、賃金相当額に係る債務以外の債務の額も含めた口座残高全額を保証対象とすることが必要である。なお、労働者指定口座から出金する際、為替処理中等で口座残高に含まれない資金が一時的に発生する場合には、速やかな処理に努める等、適切に対応することが必要である。

また、労働者の利便のため、労働者指定口座を含む複数の口座の残高を合算した残高合計額をアプリケーションなどにおいて表示することは妨げないが、労働者が保証の対象となる同一口座であると誤認しないように配慮することが必要である。

#### ウ 弁済の期限

資金保全の仕組みとして「速やかに」労働者に弁済することを保証するものであることが必要であるところ、ここでいう「速やかに」とは、指定資金移動業者に係る破産手続開始の申立て等が行われた上で、労働者が当該指定資金移動業者（指定資金移動業者であった者も含む。）又は保証機関に弁済を請求してから6営業日以内（労働者からの請求を要せずに弁済が行われる場合には、指定資金移動業者に係る破産手続開始の申立て等が行われてから6営業日以内）であることをいう。そのため、保証機関においては、指定資金移動業者の破綻時等に保証機関が弁済を行う指定代替口座の情報（名義人、口座番号）や労働者指定口座の口座残高全額に係る債務の情報等についてあらかじめ定期的に指定資金移動業者等から入手しておく等により平時から必要な情報を整理しておき、破綻時等には6営業日以内に確実に弁済できる体制を確保しておくことが必要である。

#### (2) 保証機関の範囲等

保証機関としては、銀行、保険会社、保証会社等が想定されるが、労働者への速やかな弁済を保証するという要件を満たす限り、その主体は限定されない。ただし、指定資金移動業者と保証機関については、親子会社その他の資本関係や経済的な相互依存関係にあること等により、指定資金移動業者の破綻等が保証機関の経営状況に影響を及ぼす又は保証機関の破綻等が指定資金移動業者の経営状況に影響を及ぼすことで、指定資金移動業者及び保証機関が連鎖的に破綻する等の事態も想定される。確実な資産保全のためには、こうした連鎖的な破綻等のリスクが遮断されていることが重要である。このため、資金保全の仕組みの実効性が担保されているかについては、保証機関の財務状況等のほか、保証機関と資金移動業者の資本関係や経

濟的な相互依存関係等も含め、総合的に考慮の上、個別に審査し適否が判断されるものであることに留意されたい。

保証機関は、指定資金移動業者の破綻時等には口座残高全額を労働者に弁済するため、一時的な資金需要に確実に対応することが必要であり、そのために十分な資金を確保できることが重要である。このため、具体的には、①保証機関が金融機関との契約等により、一時的な資金需要に対応する手段を有していること、②必要となり得る保証額（原則として100万円に指定資金移動業者口座として設定した最大口座数を乗じた額を想定）が調達可能額（金融機関からの融資及び保証機関における手元資金等）の範囲内であること等が必要である。また、指定資金移動業者口座の全てを保証対象とすべきことから、指定申請の際には、原則として上記の最大口座数（賃金支払が認められる口座数の上限）を条件として設定することとなる。

また、保証機関は、労働者の口座情報の把握・更新や労働者への弁済を速やかに行うための人員等の確保等、労働者への弁済が適切かつ迅速に行える体制があることが必要である。

#### （3） 供託金の代位取得

一般的に、保証機関が労働者に対して弁済したときは、保証機関は、労働者が有していた一切の権利を行使することが可能であると解される（民法（明治29年法律第89号）第501条第1項）。

また、履行保証金に係る優先弁済権の行使を想定する保証機関は、債権の申出に係る権利を有することを証する書面の提出に備えておくことが適当である（資金移動業履行保証金規則（平成22年内閣府・法務省令第5号）第6条）。

#### （4） その他

指定資金移動業者に係る破産手続開始の申立て等があった時は、当該指定資金移動業者は保証機関に対し、その旨と今後の手順を伝えることが必要である。このため、当該内容を指定資金移動業者と保証機関との保証委託契約の契約事項に含めることが必要である。

また、指定資金移動業者の破綻時等において、保証機関が労働者に今後の手順等を伝え、請求の勧奨を行うこと等も必要である。このため、当該内容を労働者と保証機関との保証契約の契約事項に含むことが必要である。

なお、保証委託契約書、保証契約書の様式例（別紙様式第12号、第13号）を示しているので適宜参照されたい。

### 3 不正取引時の補償（規則第7条の2第1項第3号ハ）

労働者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われる等により労働者

指定口座の資金が不正に出金等された際に損失を補償する仕組みを有していることが必要である。この仕組みについては、「資金移動サービスの不正利用防止に関するガイドライン」（令和3年4月2日一般社団法人日本資金決済業協会制定）を参考にされたい。具体的には、例えば次のような仕組みとしており、利用規約等によりその実施が担保されている必要がある。

① 労働者に過失がない場合には、その損失額全額を補償することとしている必要がある。

② 労働者に過失がある場合には、個別対応とすることは差し支えないが、損失を一律に補償しないといった取扱いは認められない。過失事案を個別対応とする場合であっても、資金移動サービスの内容に応じて、適切な補償の仕組みとすることが重要であり、消費者契約法（平成12年法律第61号）その他の法令に照らし、労働者の保護に欠けるような補償方針は許容されるものではない点に留意する必要がある。また、個別対応として、下記のように、補償する場合としない場合がある場合には、労働者にわかりやすく説明する必要がある。

ア 労働者の過失の程度によって補償の有無や内容が異なる場合は、故意、軽過失、重過失など、過失の程度ごとに、その内容

イ 労働者の親族等による払出の場合や、労働者が虚偽の説明を行った場合など、一定の場面において補償の有無や内容が異なる場合は、当該場面とその内容

③ 補償の条件として、損失発生日から一定の期間内に労働者から指定資金移動業者に通知することを求める場合には、当該期間は少なくとも損失発生日の翌日から起算して30日以上（労働基準法施行規則の一部を改正する省令の公布について（令和4年11月28日付基発1128第3号）の「当該期間は少なくとも損失発生日から30日以上」と同旨）は確保されている必要がある。

#### 4 口座残高を一定期間利用しない場合の債務（規則第7条の2第1項第3号二）

労働者指定口座の資金に係る債務について、特段の事情がない限り、当該口座に係る資金移動が最後にあった日から少なくとも10年間は債務を履行することができるための措置を講じていることが必要である。そのために、利用規約等によりその実効性が担保されていることが必要である。例えば、利用規約において、最後に資金移動があった日から5年経過日の前日に口座残高及び当該5年経過日から更に5年経過することで当該口座残高が消滅することを

通知する旨を規定し、これに基づき少なくとも10年間は債務が履行されるようにすることが考えられる。

また、「特段の事情」とは、例えば、警察からの要請により口座の凍結等が行われる場合や労働者が虚偽の情報を指定資金移動業者に登録していた場合等、資金移動が最後にあった日から10年間、債務を履行できるようにしないことが合理的である事情が該当すると考えられる。

#### 5 口座への資金移動（規則第7条の2第1項第3号ホ）

賃金の支払を含む労働者指定口座への資金移動を1円単位で行うことができる措置を講じることが必要である。ここでいう「資金移動を1円単位で行う」とは、1円以上1円単位で利用者が指定する金額の資金を移動することをいう（6において同じ。）。

#### 6 口座からの資金移動（規則第7条の2第1項第3号ヘ）

##### （1）払出（現金化）方法

現金自動支払機（CD）又は現金自動預払機（ATM）（以下併せて「ATM等」という。）の利用や預貯金口座等への出金等の通貨による受取が可能となる手段を通じて、労働者指定口座の資金を1円単位で払出できるようにしていることが必要である。例えば、預貯金口座等への出金による払出の場合、出金が1円単位でできることが必要である。また、ATM等の利用による払出の場合、全額をATM等で受け取る方法のほか、資金の一部（紙幣）をATM等で受け取り、別途店舗窓口等で1円単位の硬貨を受け取る方法も認められる。

なお、指定資金移動業者は、提供する払出の方法の全てにおいて1円単位での払出が求められるものではなく、1円単位で払出が可能な手段を1つ以上有していることで足りるが（国内での払出が前提）、その手段は労働者の利便性に配慮して確保することが望ましい。

また、指定資金移動業者が1日当たりの払出上限額を設定することは差し支えないが、その場合には、労働者が設定する労働者指定口座への資金移動を希望する賃金の金額は、当該払出上限額以下に設定される必要があることに留意されたい。

さらに、1日の払出可能時間帯を設けることは差し支えないが、労働者の利便性に配慮して設定することが望ましい。

##### （2）払出手数料

少なくとも毎月1回（毎月1日から月末までの間に1回）は、労働者に手数料負担が生じることなく労働者指定口座から払出することができる必要

がある。例えば、払出を預貯金口座等への振込等により行う場合には、預貯金口座等への振込等が手数料負担なくできることが必要である。他方で、振込等先の預貯金口座等からの払出に係る手数料については、この限りではない。なお、指定資金移動業者が、労働者指定口座の残高を受入上限額以下とするために指定代替口座への送金を行う際に、労働者に手数料負担が生じないよう措置している場合、実際に指定代替口座への送金が行われた月については、労働者に手数料負担が生じることなく労働者指定口座から払出する措置がとられていると解することができる。

また、労働者指定口座は、賃金支払が可能な指定資金移動業者口座として当該要件を満たしている必要があることから、仮に労働者指定口座への資金移動による賃金支払が行われなかった月においても、毎月1回は、労働者に手数料負担が生じることなく払出ができることが必要である。

なお、手数料負担を生じさせない手段を講じる際には、事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）Ⅱ-2-2-1-1 (5) (注)<sup>1</sup>のとおり、預り金規制との関係に留意が必要である。

## 7 報告体制（規則第7条の2第1項第3号ト）

指定資金移動業者は、賃金の支払に関する業務の実施状況及び資金移動業以外の事業も含めた財務状況について、定期的に及び厚生労働省（規則上は「厚生労働大臣」と規定しているが、分かり易く「厚生労働省」と表記している。以下同じ。）から報告を求められた都度、必要な事項を厚生労働省に報告できる体制を整備していることが必要である。また、指定資金移動業者のみならず、資金保全に係る要件を満たすために契約を締結している保証機関においても同様に、必要な事項を厚生労働省に報告できる体制を整備していることが必要である。なお、厚生労働省への報告は、厚生労働省担当課室宛に行われたい。

厚生労働大臣の指定を受けようとする資金移動業者は、当該体制を整備していることを証するため、厚生労働省の報告要請に対応する旨の誓約書を厚生労働省に提出する必要がある。また、当該資金移動業者は、資金保全の仕組みに係る要件を満たすために契約を締結している保証機関をして、厚生労働省の報告要請に対応する旨の誓約書を差し入れさせ、厚生労働省に提出する

---

<sup>1</sup> 利用者資金残高に利息を付す場合などについては、為替取引に利用する以外の目的での利用者資金の受け入れを誘引する仕組みが講じられていると考えられ、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）の預り金規制に抵触するおそれがあると考えられる。

必要がある。

なお、厚生労働省への適時の報告及び厚生労働省からの適時の連絡が可能となるよう、上記の誓約書には資金移動業者及び保証機関の担当部署及び連絡先を記載されたい。

#### 8 技術的能力・社会的信用（規則第7条の2第1項第3号チ）

厚生労働大臣の指定を受けようとする資金移動業者が賃金の支払に関する業務を適正かつ確実にを行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有するか否かについては、次に掲げる事項が総合的に考慮され、判断される。

- ① 資金決済法令に基づき業務を適正かつ確実にを行うことができる体制を有していること。特に、指定申請時において、資金決済法第55条の規定による業務改善命令又は同法第56条第1項の規定による業務停止命令がなされていないこと。
- ② 賃金が確実に支払われるための措置として、例えば、賃金支払が開始される際に、資金移動業者が、労働者指定口座が存在することを確認する措置、当該口座が賃金支払を行う要件を満たしていることを確認する措置等を講じていること。
- ③ 個人情報の取扱いに係る第三者機関による認証として「プライバシーマーク」又は「ISMS認証」を取得していること。なお、第三者認証の取得を申請中である場合には、申請中であることが分かる資料と認証を受ける時期の見込みを提出することにより、資金移動業者の指定の申請は受理され得る。ただし、第三者認証の取得が完了するまでは指定要件を満たさないため、それまでは指定されないことに留意すること。
- ④ その他技術的能力・社会的信用に疑いを生じさせる事実がないこと。

### 第3 資金移動業者の指定手続等

#### 1 指定の申請（規則第7条の3）

厚生労働大臣の指定を受けようとする資金移動業者は、第二種資金移動業を営むこと及び指定要件を満たすことを証明する書類を添付し、指定申請書（別紙様式第1号）を厚生労働大臣に提出しなければならないこととされている。具体的には、指定申請書（別紙様式第1号）とともに、添付資料として指定申請書の記載内容（指定要件を満たすために講ずる措置等）の裏付けとなる以下に掲げる資料を厚生労働省に送付する必要がある。

また、指定申請時には、第二種資金移動業者として登録がなされている必要があるが、指定要件については必ずしも申請時点で要件を満たしている必要は無く、指定要件を満たすことが見込まれることを証することによって足りる。ただし、指定は指定要件を満たしたことを確認した後に行う。

- ア 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載した書面
  - (ア) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の規定により有価証券報告書の作成及び提出を求められている会社 直近事業年度の有価証券報告書
  - (イ) (ア)以外の会社 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）又はこれらに代わる書面（指定の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、会社法（平成17年法律第86号）第435条第1項の規定により作成するその成立の日における貸借対照表又はこれに代わる書面）
- イ 指定の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第396条第1項の規定による会計監査報告の内容を記載した書面
- ウ 指定に係る事業開始後三事業年度における資金移動業の種別（資金決済法第38条第1項第7号に規定する資金移動業の種別をいう。）ごとの収支の見込みを記載した書面
- エ 資金移動業に関する組織図（内部管理に関する業務を行う組織を含む。）
- オ 資金移動業を管理する責任者の履歴書
- カ 資金移動業に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。）
- キ 資金移動業の一部を第三者に委託する場合にあっては、当該委託に係る契約書
- ク 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載した書面
  - (ア) 指定資金移動業務紛争解決機関（資金決済法第51条の4第1項第1号に規定する指定資金移動業務紛争解決機関をいう。）が存在する場合

当該資金移動業者が資金決済法第 51 条の 4 第 1 項第 1 号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定資金移動業務紛争解決機関の商号又は名称

(イ) 指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合 当該資金移動業者の資金決済法第 51 条の 4 第 1 項第 2 号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

ケ その他参考となる事項を記載した書面

このうち、特に、破綻時等の資金保全の仕組みに係る要件（前記第 2 の 2）に関しては、同要件を満たすことを証明する書類として、資金移動業者と労働者との間の契約書（利用規約等）、資金保全に係る保証委託契約書及び保証契約書等を提出する必要があるほか、報告体制に係る要件（前記第 2 の 7）を満たすことを証明する書類として、資金移動業者及び保証機関それぞれの名義による厚生労働大臣への適時の報告に関する誓約書（別紙様式第 2 号。以下単に「誓約書」という。）を提出する必要がある。

厚生労働省は、指定の適否の審査において、資金移動業者から提出された指定申請書等の書類の確認に加え、必要に応じて書類の追加提出の求めやヒアリングを行う。なお、資料の追加提出で求める可能性があるものとして、例えば、資金移動業者や保証機関に連結親会社が存在する場合に、当該親会社の有価証券報告書等がある。

審査の結果、資金移動業者が指定要件を満たしていると判断した場合には、資金移動業者に対して指定通知書（別紙様式第 3 号）を送付することによって、指定する旨の処分を行う。指定の効力は、指定通知書に記載する指定年月日から生じるため、その日から指定資金移動業者として貸金支払の手段となることが可能となる。

また、資金移動業者が指定要件を満たしていないと判断した場合には、資金移動業者に対して不指定通知書（別紙様式第 4 号）を送付することによって、指定しない旨の処分を行う。

## 2 指定後の変更（規則第 7 条の 4）

指定資金移動業者は、規則第 7 条の 2 第 1 項第 3 号イからチまでに掲げる要件に係る事項のいずれかを変更するときは、あらかじめ、変更届出書（別紙様式第 5 号）を厚生労働省に提出しなければならない。

また、資金決済法第 41 条第 1 項の規定による変更登録又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定による変更の届出を行ったときは、遅滞なく、変更届出書（別紙様式第 5 号）を厚生労働省に提出しなければならない。

### 3 指定後の報告（規則第7条の5）

#### （1）指定後の報告事項

厚生労働大臣は、賃金の支払に関する業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、指定資金移動業者に対し、賃金の支払に関する業務の実施状況及び財務状況に関し報告を求め、又はその他必要な措置を求めることができることとされている。

これを受けて、指定資金移動業者は、事業年度ごとに業務実施状況報告書（別紙様式第6号）を直近事業年度の有価証券報告書又は最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）とともに、四半期ごとに労働者指定口座残高報告書（別紙様式第7号）を提出して報告する必要があるほか、厚生労働省から報告を求められた都度、必要な事項を報告する必要がある。

また、指定資金移動業者と保証委託契約等を締結する保証機関は、報告要請に係る誓約書に基づき、厚生労働省から報告を求められた都度、必要な事項を報告する必要がある。なお、具体的な報告事項は、都度、厚生労働省から示す。

これらいずれの報告の際にも、報告の一環として、必要に応じて指定資金移動業者又は保証機関を対象にヒアリングが行われる場合がある。

#### （2）指定要件を維持していることの確認

厚生労働省は、指定資金移動業者及び保証機関の報告内容を精査し、指定後においても指定要件を満たしているか確認を行う。

このうち、破綻時等の資産保全の仕組みに係る要件に関しては、指定資金移動業者が一時的な資金需要に対応する手段を引き続き有すること、必要となり得る保証額が調達可能額の範囲内であることのほか、労働者の口座情報の把握・更新や労働者への支払を速やかに行うための人員等の確保等、労働者への弁済が適切かつ迅速に行える体制があることについて、指定資金移動業者を通じて提出された資料（保証機関に係る資料も含む。）や、指定資金移動業者及び保証機関を対象としたヒアリングなどにより確認する。また、保証機関の財務状況についても、指定資金移動業者から提出された直近の保証機関の直近事業年度の有価証券報告書又は最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）、損益計算書（関連する注記を含む。）等の財務諸表等の資料等により確認する。

#### 4 指定の取消し（規則第7条の6）

##### （1）概要

厚生労働大臣は、①指定資金移動業者が資金決済法第55条の規定による業務改善命令又は同法第56条第1項若しくは第2項の規定による登録の取消し等の処分が行われたとき、②指定資金移動業者が規則第7条の2第1項第3号イからチまでの要件のいずれかを満たさなくなったとき、又は③指定資金移動業者が不正の手段により指定を受けたときは、指定を取り消すことができることとされている。

厚生労働大臣が指定を取り消したときは、厚生労働大臣は速やかにその旨を公告することとされており、公告は官報及び厚生労働省ホームページへの掲載により行われる。また、指定資金移動業者であった者は、指定が取り消された旨を、労働者及び使用者に対して通知することが適当である。

なお、指定資金移動業者であった者においては、指定が取り消された後であっても、指定要件に関し契約（利用規約等）に基づき講じられている措置については、同契約の変更がない限り、契約上の義務として引き続き履行する必要がある。また、指定資金移動業者であった者が、特に指定要件に係る措置に関する契約を変更する場合には、利用者に変更点を明示的に示した上で行うことが適当である。また、指定資金移動業者は、指定取消後の指定要件に係る措置に関して、必要に応じて事前に保証機関等と相談しておくことが望ましい（以下、5、6の場合も同様。）。

##### （2）指定の取消しに係る基本的な流れ

###### ア 規則第7条の5の規定に基づく報告要請

厚生労働大臣は、指定資金移動業者が指定取消事由（規則第7条の6第1項第1号から第3号まで）に該当するおそれがあると認められる場合には、指定資金移動業者に対し、規則第7条の5の規定に基づき、必要な事項について報告を求める。

報告内容等を検証した結果、更に精査する必要があると認められる場合には、指定資金移動業者等に対し、規則第7条の5等の規定に基づき、必要な事項について追加報告を求める。

###### イ 指定資金移動業者に対する改善指導等

指定資金移動業者からの報告内容（追加報告を含む。以下同じ。）等を検証した結果、労働者の保護及び業務の健全性・適切性の観点から指定資金移動業者に重大な問題が発生しておらず、かつ、指定資金移動業者から改善策の提示がなされ、それによる自主的な改善への取組を求めることが可能であると厚生労働大臣が判断した場合は、直ちに指定の取消しを行うことはせず、規則第7条の5の規定に基づき、必要な措置を求めるとともに、

必要があれば規則第7条の5の規定に基づき定期的な報告を求める。ただし、規則第7条の6第1項第1号（資金決済法第56条第1項又は第2項の規定による登録取消を受けたとき）又は第3号（不正の手段により指定を受けたとき）に該当する場合は、この限りではない。

ウ 規則第7条の6第1項に基づく指定取消し

指定資金移動業者からの報告内容等を検証した結果、指定取消事由（規則第7条の6第1項第1号から第3号まで）のいずれかに該当し、かつ、労働者の保護及び業務の健全性・適切性の観点から指定資金移動業者に重大な問題があると厚生労働大臣が判断した場合には、指定資金移動業者に対して指定取消通知書（別紙様式第8号）を送付することによって、指定の取消しを行う。労働者の保護及び業務の健全性・適切性の観点から重大な問題があるか否かについては、次の（ア）及び（イ）に掲げる要素が総合的に考慮され、判断される。

（ア）当該行為の重大性・悪質性

i. 要件未充足の程度

具体的にどの要件について、どの程度未充足であるのか。

ii. 被害の程度

広範囲にわたって多数の口座保有者が被害を受けたかどうか。個々の労働者が受けた被害がどの程度深刻か。

iii. 行為自体の悪質性

例えば、労働者の意思に反する不正な取引により、労働者に損失が生じた場合であっても、実際には損失の全てを補償しない運用を行っているなど、行為が悪質であったか。

iv. 当該行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

v. 故意性・過失の程度

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。過失によるものである場合は、どの程度の過失か。

vi. 組織性の有無

当該行為が現場の担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に経営陣の関与があったのか。

vii. 隠蔽の有無等

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

viii. その他

以上のほか、重大な問題があることを基礎付ける事実があるか。

(イ) 軽減事由

行政による対応に先行して、指定資金移動業者が自主的に労働者保護のために所要の対応に取り組んでいる、問題を認識した後に直ちに厚生労働省に報告を行った、厚生労働省による報告の求めに対して迅速かつ協力的に対応した、といった軽減事由があるか。

(3) 指定の取消しに係る行政手続等

規則第7条の6の規定に基づく指定の取消しは不利益処分（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号）に当たるため、同法に基づく手続として、指定資金移動業者に対し、聴聞手続（同法第13条第1項1号イ）を行うこととなる。

指定の取消しは、前記（2）ウのとおり、指定資金移動業者に対して指定取消通知書を送付することにより行うこととなるが、その際は処分の理由が付記される（同法第14条第1項）。

なお、指定取消しの効力は、指定取消通知書に記載する指定取消年月日から生じるため、その日から指定資金移動業者として賃金支払の手段とはならないこととなる（後記7の場合は除く。）。

5 指定の辞退等（規則第7条の7）

(1) 指定の辞退

指定資金移動業者は、指定を辞退しようとするときは、遅滞なく、指定辞退届出書（別紙様式第9号）を厚生労働省に提出しなければならない。

また、指定を辞退する日の30日前までに、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙（一般紙）又はインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置（資金移動業者のホームページへの掲載）により、その旨を公告するとともに、全ての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。辞退する旨の公告をしたときは、直ちに指定辞退公告届出書（別紙様式第10号）に、当該公告の写しを添付して、厚生労働省に提出しなければならない。また、当該公告や掲示だけでなく、使用者や労働者に対しても辞退する旨を通知することが適当である。

指定資金移動業者が指定を辞退したときは、当該指定はその効力を失う。具体的には、指定辞退届出書（別紙様式第9号）に記載された指定辞退年月

日に、指定の効力が失われることとなり、指定資金移動業者として賃金支払の手段とはならないこととなる。

(2) 資金決済法の規定に基づく廃止又は破産等

資金決済法第 61 条第 1 項の規定による廃止又は破産手続開始の申立等の届出をした場合は、遅滞なく、廃止等届出書（別紙様式第 11 号）を厚生労働省に提出しなければならない。

指定資金移動業者が資金決済法の規定に基づき、指定に係る資金移動業を廃止する場合には、廃止日（当該廃止等届出書（別紙様式第 11 号）に記載された廃止等年月日）をもって指定の効力を失う。

6 みなし指定資金移動業者（規則第 7 条の 8）

指定資金移動業者の指定が取り消された場合において、使用者の賃金の支払の義務の履行を確保するため必要があると厚生労働大臣が認めるときは、指定資金移動業者であった者については、なお指定資金移動業者とみなして、規則第 7 条の 2 第 1 項及び第 7 条の 5 の規定を適用することとされている。

具体的な手続きとしては、厚生労働省は、指定取消の決定の際に、みなし適用が必要と認めたときは、指定の取消しの附款として、指定取消通知書において、指定取消し後も指定資金移動業者とみなすこと及びみなし期間を記載し、資金移動業者に通知することとなる。

指定資金移動業者とみなす効力は、当該期間を経過した時点で失効し、指定資金移動業者として賃金支払の手段とはならないこととなる。

7 指定しない旨の処分及び指定取消しに対する救済手段

指定しない旨の処分及び指定取消しを受けた資金移動業者は、当該処分について、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、不服申立てをすることができる。

また、指定しない旨の処分については、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、取消訴訟及び義務付け訴訟等を提起することができ、指定取消しに対しては、同法の規定により、取消訴訟等を提起することができる。

厚生労働省は、指定しない旨の処分及び指定取消しを行う場合は、行政不服審査法第 82 条及び行政事件訴訟法第 46 条の規定により、不服申立て及び取消訴訟の提起に関する事項を書面で教示することとされている。

## 第4 賃金の支払に関する業務の実施

賃金の支払に関する業務を実施するに当たり、留意すべき事項については、次のとおりである。以下には使用者が対応すべき事項もあるものの、指定資金移動業者においては、適正な賃金支払の取扱いについて十分に理解した上で業務を実施するとともに、指定資金移動業者口座を利用して賃金支払を行う使用者に対し適正な賃金支払業務の手順等について周知に努める必要がある。

### 1 各事業場における賃金支払の開始

指定資金移動業者口座への賃金支払は、労働者の同意を前提として、労働者指定口座への資金移動により行われる場合に限り認められる。具体的には、各事業場において次の手順により、指定資金移動業者口座への賃金支払が開始される。

#### (1) 労使協定

使用者が指定資金移動業者口座への賃金支払を行う場合には、事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者と、協定を締結する必要がある。具体的には、(1) 対象となる労働者の範囲、(2) 対象となる賃金の範囲及びその金額、(3) 取扱指定資金移動業者の範囲、(4) 実施開始時期が記載された協定を締結する必要がある。指定資金移動業者においては、労使協定の範囲内で使用者による賃金支払が行われることに留意が必要である。

#### (2) 労働者への説明と同意

##### ア 労働者への選択肢の提示

使用者が指定資金移動業者口座への賃金支払を行おうとする場合には、労働者が預貯金口座への振込み又は証券総合口座への払込みによる賃金支払も選択することができるよう選択肢として示す必要がある。その上で、労働者に同意の有無を選択させるものである。なお、使用者は、取扱金融機関、取扱証券会社及び取扱指定資金移動業者について、金融機関、証券会社又は指定資金移動業者の所在状況等からして1行、1社に限定せず複数とする等労働者の便宜に十分配慮して定める必要がある。

##### イ 労働者への説明と提示

使用者は、指定資金移動業者口座への賃金支払を希望する労働者に対して、同意書の様式例（別紙様式第14号）を用いる等により指定資金移動業者口座に関する必要な事項を説明した上で、当該労働者の同意を得る必要がある。具体的には、下記を含む内容を説明する必要がある。

- (ア) 資金移動業者は、預金若しくは貯金又は定期積金等（銀行法第2条第4項に規定する定期積金等をいう。）を受け入れていないこと。併せて資金決済法等による滞留規制を踏まえ、指定資金移動業者口座への資金移動を希望する賃金の範囲及びその金額（以下「希望額等」という。）は、各労働者において、その利用実績や利用見込みを踏まえ、為替取引に用いられる範囲内に設定する必要があること。また、希望額等の設定に当たっては、指定資金移動業者が設定している口座残高上限額（100万円以下の額で設定）及び指定資金移動業者が1日当たりの払出上限額を設定している場合には当該額以下に設定する必要があること。
- (イ) 指定資金移動業者の破綻時等には、指定資金移動業者と保証委託契約等を結んだ保証機関により、労働者と保証機関との保証契約等に基づき、労働者に口座残高の弁済が行われること。
- (ウ) 労働者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われる等により指定資金移動業者口座の資金が不正に出金等された際に、労働者に過失がない場合には損失額全額が補償されること。また、労働者に過失がある場合には個別対応を妨げるものではないが、損失を一律に補償しないとされた取扱いはされないこと。なお、労働者の親族等による払出の場合、労働者が虚偽の説明を行った場合等においては、この限りではないこと。損失発生日から一定の期間内に労働者から指定資金移動業者に通知することを補償の要件としている場合には、当該期間は少なくとも損失発生日から30日以上は確保されていること。
- (エ) 払出の手段については、各指定資金移動業者により異なるものの、ATM等の利用や預貯金口座等への出金等の通貨による受取が可能となる手段を通じて、少なくとも毎月1回は労働者に手数料負担が生じることなく指定資金移動業者口座から払出ができること。
- (オ) 口座残高については、口座に係る資金移動が最後にあった日から少なくとも10年間は債務が履行できるようにされていること。

#### ウ 労働者への説明の委託

これらの労働者への説明については、使用者から指定資金移動業者に委託することも認められる。このため、指定資金移動業者には積極的に協力することが望まれる。なお、委託された指定資金移動業者が労働者への説明を怠った場合には、規則第7条の2の規定に基づく説明が行われたとは認められないため、留意する必要がある。

また、労働者への説明を指定資金移動業者に委託した場合であっても、労働者の同意については、使用者自らが得る必要があることにも留意する

必要がある。

#### エ 労働者の口座情報の取得

使用者は、労働者から同意を得る際に、併せて労働者が指定する口座を特定するために必要な情報を取得する必要がある。指定資金移動業者によっては、口座を特定するための情報として、名義人、口座番号（アカウントID）以外の情報（例：労働者の電話番号等）が必要な場合があるが、こうした口座特定に必要な情報は指定資金移動業者ごとに異なりうるため、使用者は厚生労働省が公表する指定資金移動業者一覧にて確認する必要がある。このため、指定資金移動業者においても適切に周知を図ることが望ましい。

## 2 賃金支払の実施

労働者指定口座に資金移動された賃金は、所定の賃金支払日の午前10時頃までに為替取引としての利用（労働者の預貯金口座等への出金指図、店舗等における代金支払への充当、第三者への送金指図等）が行い得る状態となっていること及び所定の賃金支払日のうちに賃金の全額が払い出し得る状態となっていることが必要である。これらの状態にするために使用者がいつまでに労働者指定口座への資金移動の指図を行う必要があるかについては、指定資金移動業者ごとに異なりうることから、使用者はあらかじめ指図期限等を確認の上、賃金支払を行う必要がある。このため、指定資金移動業者においては、賃金支払を行う使用者に対し、適切な賃金支払の手順等について周知に努める必要がある。

なお、賃金支払に係る資金移動の方法（流れ）については、賃金支払を行う使用者の資金移動業者口座や銀行口座等から労働者指定口座に資金移動する方法が想定されるが、いずれの方法であっても、労働者指定口座に確実に資金移動される方法であれば、その方法は問わない。

## 3 指定取消時及び指定辞退時の賃金支払

指定資金移動業者の指定が取り消された場合（前記第3の4）又は指定資金移動業者が指定を辞退した場合（前記第3の5（1））、労働者指定口座に対して賃金支払を行っていた使用者は、当該賃金支払を行っていた労働者に速やかに確認の上、使用者が既に当該口座への送金指図を行っていた場合等の特段の事情がない限り、以降の賃金支払からは労働者が指定する別の方法によって賃金支払を行う必要がある。このため、前述のとおり、指定資金移動業者においては、指定が取り消された場合又は指定を辞退しようとする場合には、労働者及び使用者に対してその旨を通知することが適当である。

## 第5 様式集

- 別紙様式第1号 指定申請書
- 別紙様式第2号 誓約書
- 別紙様式第3号 指定通知書
- 別紙様式第4号 不指定通知書
- 別紙様式第5号 変更届出書
- 別紙様式第6号 業務実施状況報告書
- 別紙様式第7号 労働者指定口座残高報告書
- 別紙様式第8号 指定取消通知書
- 別紙様式第9号 指定辞退届出書
- 別紙様式第10号 指定辞退公告届出書
- 別紙様式第11号 廃止等届出書
- 別紙様式第12号 保証委託契約書の様式例
- 別紙様式第13号 保証契約書の様式例
- 別紙様式第14号 同意書の様式例